

2020年8月11日

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申について（談話）

山口県労働組合総連合
事務局長 石田高士

山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するもとで、多くの地方最低賃金審議会で「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中の山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち山口県労連はこの答申に対して強く抗議するものです。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものではなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかりと確保するべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められていました。

そもそも、日本の最低賃金は諸外国から比べてあまりにも低すぎることは誰もが認める事実です。非正規労働者数は労働者全体の約4割を占め、家計の主たる生計者を担っていることが常態化している現在、これまでの「家計補助」的な考え方で低く抑えられてきた最低賃金のあり方こそ抜本的に見直し、客観的な「生計費」から議論を出発すべきです。時給1,000円でも暮らしていくこと、普通に暮らしていくためには時給1,500円以上が必要であることは、「最低賃金生活体験」や「最低生計費試算調査」で指摘したところです。また、今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにほかなりません。

山口地方最低賃金審議会の答申を受けた「異議申出」が公示されました。私たちがたびたび指摘しているように、具体的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなったことにあらためて抗議するものです。それは、「異議申出」の内容にもかかわるものだからです。

私たち山口県労連は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに怒りを覚えます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ重視されなければなりません。引き続き私たちは、山口県の最低賃金を時給1,500円以上に引き上げ、「地域間格差」をなくし、1日も早い全国一律最低賃金制度の実現を求め、奮闘する決意を表明するものです。

以上